

実践 法人税

コントロールタワー

回 数	内 容	ページ
第 1 回	第 1 章 令和2年度改正のポイント 第 2 章 収益の計上時期における実務上のポイント 第 3 章 前払費用の法人税での取扱い 第 4 章 消耗品費等の法人税での取扱い 第 5 章 債務確定基準	P 1 ～ P 22
第 2 回	第 6 章 別表四と五（一）の仕組みと関係 第 7 章 租税公課の法人税における取扱いと 未払法人税等の計上 第 8 章 役員給与 第 9 章 従業員給与 第10章 会社と役員間における不動産の取引	P 23 ～ P 44
第 3 回	第11章 資本的支出と修繕費 第12章 資本的支出の取得価額の特例 第13章 貸倒引当金計上時の実務上のポイント 第14章 交際費等の取扱い 第15章 保険料の取扱い 第16章 リース取引 第17章 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等 の法人税額の特別控除 第18章 主な決算チェックポイント	P 45 ～ P 93

※ 上記カリキュラムの回数割・内容等については、講師の授業進度等により変更される場合があります。予めご了承ください。

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和2年4月1日現在の施行法令等（令和2年度法令準拠）に基づき作成しております。

実践 法人税

CONTENTS

第1章 令和2年度改正のポイント

1. オープンイノベーションに係る措置の創設	2
2. 5G投資促進税制	2
3. 大企業の特定税額控除規定の不適用措置の見直し	2
4. 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の	
税額控除(大企業)	2
5. 交際費等の損金不算入制度	3
6. 企業版ふるさと納税	3
7. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	3
8. 大法人の欠損金の繰戻還付不適用措置	3
9. 中小企業者等の少額減価償却資産(取得価額 30 万円未満)	
の損金算入の特例	4

第2章 収益の計上時期における実務上のポイント

1. 益金の額	6
2. 資産の販売	6
3. 有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供	6
4. 無償による資産の譲受け	6
5. その他の取引	6
6. 資本等取引	7

7. 資本金等の額	7
8. 法人税法における収益の計上基準	7

第3章 前払費用の法人税での取扱い

1. 損金の額	14
2. 前払費用	14

第4章 消耗品費等の法人税での取扱い

1. 原則	18
2. 特例	18
3. 適用にならないもの	18
4. 事務用消耗品	18
5. 作業用消耗品	18
6. 包装材料	18
7. 広告宣伝用印刷物	19
8. 見本品	19

第5章 債務確定基準

1. 債務確定基準	22
2. 債務の確定の判定	22
3. 損害賠償金	22

第6章 別表四と五（一）の仕組みと関係

1. 別表四の機能	24
2. 別表四の記載	24
3. 別表五（一）の構造	26
4. 別表五（一）の作成	26

第7章 租税公課の法人税における取扱いと

未払法人税等の計上

1. 原則	28
2. 損金不算入となる租税公課	28
3. 租税公課の損金算入時期	28
4. 未払法人税等の計上	29

第8章 役員給与

1. 会社法上の報酬等	32
2. 役員給与の取扱い	32
3. 役員退職金の取扱い	37

第9章 従業員給与

1. 過大な使用人給与の損金不算入	40
2. 使用人賞与の損金算入時期	40

第10章 会社と役員間における不動産の取引

1. 役員の所有する土地を低額で法人に譲渡するケース	42
2. 法人の所有する土地を低額で役員に譲渡するケース	42
3. 役員の所有する土地を高額で法人に譲渡するケース	43
4. 法人の所有する土地を高額で役員に譲渡するケース	43
5. 参考条文	43

第11章 資本的支出と修繕費

1. 資本的支出	46
2. 資本的支出の例示	46
3. 修繕費	46
4. 少額又は周期の短い費用	46
5. 形式基準	47
6. 資本的支出と修繕費の区分の特例	48
7. ソフトウェアに係る資本的支出と修繕費	49

第12章 資本的支出の取得価額の特例

1. 原則	52
2. 特例	52
3. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例	54

第13章 貸倒引当金計上時の実務上のポイント

1. 貸倒損失	56
2. 貸倒引当金の損金算入	58
3. 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金	58
4. 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金	60

第14章 交際費等の取扱い

1. 交際費等の意義	64
2. 交際費等の損金不算入	64
3. 交際費等になるもの、ならないもの	65

第15章 保険料の取扱い

1. 生命保険料の取扱い	68
2. 保険期間3年以上の定期保険又は	
第三分野保険の保険料の取り扱い	72
2. 損害保険料の取扱い	74

第16章 リース取引

1. 税法におけるリース取引の意義と取扱い	78
2. 売買取引として取り扱われた場合の減価償却費の計算	79
3. 金銭の貸借とされるリース取引	80

第 17 章 給与等の引上げ及び設備投資を

行った場合等の法人税額の特別控除

1. 中小企業者等以外の法人	84
2. 中小企業者等	88

第 18 章 主な決算チェックポイント

1. 売上関係	92
2. 売上原価関係	92
3. 給与関係	92
4. 減価償却資産関係	92
5. 引当金関係	93
6. 交際費関係	93
7. その他の費用・損失関係	93

実践 法人税

第1章 令和2年度改正のポイント

1. オープンイノベーションに係る措置の創設	2
2. 5G 設備投資促進税制	2
3. 大企業の特定税額控除規定の 不適用措置の見直し	2
4. 給与等の引上げ及び設備投資を 行った場合等の税額控除（大企業）	2
5. 交際費等の損金不算入制度	3
6. 企業版ふるさと納税	3
7. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	3
8. 大法人の欠損金の繰戻還付不適用措置	3
9. 中小企業者等の少額減価償却資産 （取得価格 30 万円）未満）の損金算入の特例	4

第1章 令和2年度改正のポイント

1 オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うものが、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、経済産業大臣が証明した一定のベンチャー企業の株式を1億円（中小事業者は1000万円）以上の出資の払込みにより取得し、かつ、これをその取得した日を含む事業年度末まで有している場合において、その株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、その事業年度の所得の金額を限度に、その経理した金額の合計額を損金算入できることとされました。

この特別勘定の金額は、その株式の譲渡等一定事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して、益金算入します。

ただし、その特定株式の取得から5年を経過した場合には、この限りではありません。

2 5G投資促進税制（認定特定高度情報通信技術活用設備を

取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入事業者が、同法施行日から令和4年3月31日までの期間内に、新品の認定導入計画に記載された機械その他の減価償却資産（「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）を取得等し、事業供用した場合には、取得価額の30%の特別償却か15%の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）のいずれかを選択適用できます。

3 大企業の特定税額控除規定の不適用措置の見直し

研究開発税制・地域未来投資促進税制・情報連携投資等の促進に係る税制については、次のいずれにも該当しない場合には、適用されません。

	改正前	改正後
①	継続雇用者給与等支給額>継続雇用者比較給与等 支給額	変更なし
②	国内設備投資額>当期償却費総額×10%	国内設備投資額>当期償却費総額× 30%
③	当期の所得金額≤前期の所得金額	変更なし

4 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除（大企業）

国内設備投資要件が次のように変更されました。

改正前	改正後
国内設備投資額≥当期償却費総額×90%	国内設備投資額≥当期償却費総額×95%

5 交際費等の損金不算入制度

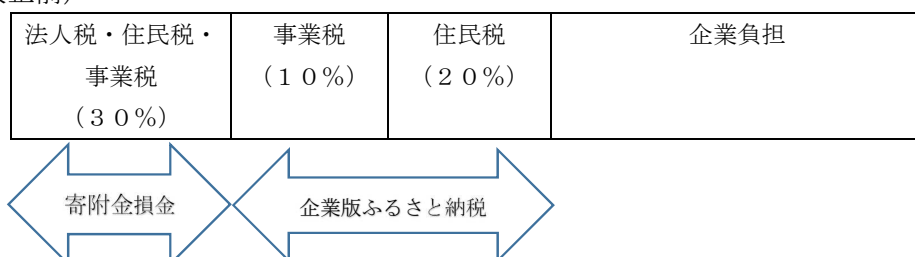
適用期限が2年延長されました。

ただし、接待飲食費に係る損金算入の特例（50%相当額損金算入）について、資本金の額等が100億円超の法人は適用除外とされます。

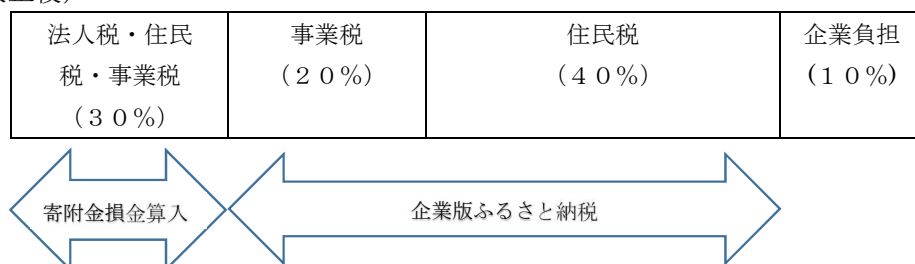
6 企業版ふるさと納税

税額控除限度額の引上げと適用期限の延長（5年）がされました。

（改正前）



（改正後）



7 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

一部見直しを行った上、令和5年3月31日まで適用期限が延長（原則3年、一部は令和3年3月31日まで）されました。

8 大法人の欠損金の繰戻還付不適用措置

若干の修正をした上で2年延長されました。

ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律により、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の法人を除き、欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置を適用しないこととされました。

(1) 大規模法人（次の法人をいいます。）

- ① 資本金の額等が10億円を超える法人
- ② 保険業法に規定する相互会社

(2) 大規模法人との間にその大規模法人による完全支配関係がある普通法人

- (3) 複数の完全支配関係がある大規模法人に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている普通法人
- (4) 投資法人
- (5) 特定目的会社

9 中小企業者等の少額減価償却資産（取得価額 30 万円未満）の損金算入の特例対象法人から連結法人を除外し、従業員数要件を 500 人以下に引き下げた上で令和 4 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。